

令和7年度施行

設計書（公示用）

役務名 河川管理施設（護岸）修繕計画策定業務

令和7年3月単価適用

札幌市下水道河川局事業推進部

## 役務名 河川管理施設(護岸)修繕計画策定業務

### 役 務 説 明

#### 1 業務の概要

本業務は、過年度に作成した「札幌市河川維持管理計画」(内部資料)をもとに点検やその評価を行い、河川護岸に関する維持管理・修繕計画を作成するものである。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 計画準備            | 一式 |
| (2) 対象構造物の抽出        | 一式 |
| (3) 目視点検            | 一式 |
| (4) 健全度評価基礎資料作成     | 一式 |
| (5) 修繕・更新の優先度整理     | 一式 |
| (6) 対応方法の検討・概算工事費算定 | 一式 |
| (7) 補修計画策定・報告書作成    | 一式 |

#### 2 履行場所

札幌市管理の1級、2級、準用河川

#### 3 履行期間

契約締結日から令和7年12月22日までとする。

#### 4 仕様書

- (1) 別紙「仕様書」のとおり
- (2) その他業務に必要な要綱・基準等

#### 5 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり、役務着手時に次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届(様式4)
- (2) 担当技術者等指定通知書(様式5)
- (3) 業務日程表(様式6)

#### 6 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届(様式9)
- (2) 仕様書等に定める成果物

# 河川管理施設（護岸）修繕計画策定業務 特記仕様書

## 1. 総則

本仕様書は、札幌市が実施する「河川管理施設（護岸）修繕計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本業務は、本仕様書によるほか「11. その他関連資料」等に準拠し、またその他関係諸法規を順守して行うものとする。

## 2. 業務の目的

本業務は、過年度に作成した「札幌市河川維持管理計画」（内部資料）をもとに点検やその評価を行い、河川護岸に関する維持管理・修繕計画を作成するものである。

対象河川は、札幌市が管理する下記の1級、2級、準用河川とする。

令和6年4月1日時点

札幌市河川 (国有林野外)	国土交通省 北海道 札幌市		国土交通省 北海道		札幌市が維持等 (法16の3 <sup>※1</sup> )		札幌市 (法9-5、10-2 <sup>※2</sup> )		対象河川	
	本数	延長(km)	本数	延長(km)	本数	延長(km)	本数	延長(km)	本数	延長(km)
1級河川	40	245.20	30	217.50	2	2.00	10	27.70	12	29.70
2級河川	19	72.47	19	72.47	8	23.43			8	23.43
準用河川	62	108.99					62	108.99	62	108.99
計	121	426.66	49	289.97	10	25.43	72	136.69	82	162.12

※1 法第16条の3に基づき、都道府県が管理する一級河川・二級河川について、市町村は河川工事又は河川の維持を行うことができる。

※2 法第9条第5項（一級河川）・法第10条第2項（二級河川）に基づき、都道府県は、河川法の大部分の権限を政令指定都市に移譲できる。

## 3. 履行期間

本業務の履行期間は、以下のとおりとする。

- ・履行期間：契約締結の日から令和7年12月22日まで

## 4. 主任技術者・照査技術者・診断員の資格要件

(1) 本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件（I）を満たす者とする。

(2) 技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とする。

業務着手時に、資格者であることを証明できる書類（登録証の写し）を提出すること。

なお、資格要件（I）で技術士の場合は、専門科目が証明できる書類（登録証明証の写し）を提出すること。

資格要件（I）	技術士（建設部門－河川・砂防及び海岸・海洋、 土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、） RCCM（河川・砂防及び海岸・海洋、 土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート） のいずれかの資格保有者。
---------	---

(3) 診断員とは、点検における一連の行為である現地における近接目視、触診や打音による状態の把握並びに診断所見の提示、対策区分の判定及び健全性の診断を遂行する知識と技能を有し、これらを遂行し、また、記録の方法を計画し、かつその確認を行う者をいい、業務区分・施設分野を以下の通りとする。

業務区分	施設分野
点検・診断	堤防・河道

また、診断員は以下のいずれかの資格を有し、必要な登録を行っていることを条件とする。  
なお、業務着手時に、資格保有者であることを証明できる書類の写しを提出すること。

●技術士〔建設部門（河川・砂防及び海岸・海洋、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、のいずれか）〕

●国土交通省登録技術者資格

国土交通省登録技術者資格〔公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（改正 令和 6 年 10 月 25 日 国土交通省告示第 1238 号）に基づき、国土交通省が登録した資格〕のうち、上記「業務区分・施設分野」に該当する資格

※国土交通省登録技術者資格一覧（国土交通省ホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)

主任技術者は、契約図書に基づき業務に関する技術上の管理を行うものとする。また、屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

照査技術者は、業務主任の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

なお、照査技術者は主任技術者、診断員との兼務は不可とし、主任技術者、診断員はそれぞれの資格要件を満たす場合、兼務可能とする。

## 5. 再委託の禁止

受託者は、本業務における主たる部分を再委託してはならない。主たる部分とは下記にあげるようなものをいう。

- (1) 業務計画、現地踏査、業務遂行管理
- (2) 点検箇所の抽出、整理、確定
- (3) 報告書のとりまとめ

## 6. 業務項目 及び 内容

本業務の業務項目 及び 各項目の内容は、下表の通りとする。

作業区分	作業の範囲等
計画準備	<p>事業の目的や主旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について整理した業務計画書を作成する。</p> <p>また、河川巡視結果（河川カルテ）や河川台帳等を与条件として整理し、必要であれば他の既存資料を収集する。</p>
対象構造物の抽出	<p>計画準備で収集・検討した資料を基に損傷箇所及び損傷状況を確認・抽出する。6河川（7km）程度が想定されるが、損傷規模・根拠等を確認し、整理する。</p>
目視点検	<p>補修計画検討にあたり、河川カルテおよび過年度の河川巡視より確認されている損傷箇所周辺を徒歩により箇所ごとに目視点検を実施する。</p> <p>点検は「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（令和6年3月）」に基づき、スタッフ、ポール、メジャー（巻尺）、ハンマー、クラックスケール等の器具を用い、損傷の程度を計測・確認し整理する。</p> <p>変状規模や状況等の記録、写真撮影を行い、柵等の付帯施設についても護岸点検に合わせて調査するものとし、傾倒や損傷の状況等について調査することとする。護岸構造についてはクラックスケールなどにより、変状の位置、形状、延長、幅、深さ等を計測する。鋼矢板護岸構造については鋼矢板の変状をノギスや打音などの現地計測などにより、変状の位置、形状、延長、幅、深さ等を計測する。点検結果の記録については点検・評価要領に基づくほか、河川の現状を鑑み記録様式化し行うこととする。</p>
健全度評価基礎資料作成	<p>目視点検結果から、対象構造物に対して適切な区間設定を実施した上で一連区間毎の健全度評価を行う。</p> <p>健全度診断は「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領 参考資料（平成 31年 4月 国土交通省）」に準拠し、札幌市の河川護岸に適用可能となるよう整理した上で点検者等が変状ごとの評価区分の一次評価（a、b、c、d）を行う。</p> <p>一次評価の内容を踏まえ、総合評価（A、B、C、D）を実施する。</p> <p>また、評価結果を反映させ、河川カルテを更新し、一連区間毎の点検調書類を作成し、点検結果を取りまとめる。取りまとめるは各種要領を参考とし、基礎資料を作成するうえで不足事項等がある場合には精査を行い追加事項を加えた上で様式化する。</p>
修繕・更新の優先度整理	<p>健全度評価を行った結果、対策が必要な施設について、優先順位を設定する。</p>
対応方法の検討	<p>対策が必要な施設について、対策工法を立案し河川護岸補修工として後続の実施設計を行う上で必要となる検討を行い損傷箇所の補修方法を決定する。</p>
概算工事費算定	<p>各修繕・更新箇所について、概算工事費を算定する。</p>
補修計画書策定	<p>概算工事費算定までの一連の作業を纏め、補修計画書を策定する。策定にあたっては、国土交通省が示す「インフラ長寿命化基本計画」で定められた長寿命化計画（個別施設計画）の記載事項（以下の①～⑥）を記載すること。</p> <p>①対象施設②計画期間③対策の優先順位の考え方④個別施設の状況等⑤対策内容と実施時期⑥対策費用。</p> <p>また、①～⑥の記載事項を踏まえ、維持管理方針の検討や、短期補修計画（案）、中長期管理計画（案）の策定を行い、計画を推進するための課題を整理すること。</p>
照査	<p>業務の区切り段階ごとに内容の照査を十分に行う。なお、照査時期については、業務計画書作成時に検討を行い、調査員の承認を得ること。</p>
報告書作成	<p>点検結果一覧、記録様式や全体位置図、各区ごとの位置図等一連の作業に関する成果品を報告書として取りまとめる。また、次年度以降の実施設計画の立案を行う。</p>

## 7. 打合せ

本業務における打合せは、初回・中間（3回）・最終の計5回とする。なお、本業務の初回および最終の打合せには、主任技術者が立ち会うこと。また、業務の着手にあたっては、業務計画書を提出し、業務担当者の承諾を得ること。

## 8. 土地立ち入り等

- ・点検にあたり、点検技術者は、委託者が発行する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- ・受託者は、点検のために第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけないように努めなければならない。
- ・点検のため宅地又は垣根、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者の了解を得なければならない。
- ・点検上やむを得ず立木を伐採する等の必要が生じた場合は、委託者と協議の上、実施するものとする。

## 9. 成果品

以下の成果品を納品すること。

- (1) 報告書（業務概要書、点検調書、業務報告書等）1部
- (2) 電子データ（CD-R等）1部
- (3) その他、業務担当者が必要と認めたもの

## 10. その他

- ・業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合には、業務担当者と協議すること。
- ・本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。

## 11. その他関連資料

- (1) 札幌市河川維持管理計画 R6.3 札幌市
- (2) 河川砂防技術基準維持管理編（河川編） R3.10 版 国土交通省
- (3) 河川砂防技術基準維持管理篇（河川篇）技術資料 R3.10 版 国土交通省
- (4) 中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領 R6.3 国土交通省
- (5) 堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領 参考資料 H31.4 国土交通省
- (6) その他（社）日本河川協会発行の各種基準、示方書、指針、便覧、等

業 務 着 手 届

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住所)

受託者

(氏名)

下記業務（役務）は 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

様式5 技術者等指定通知書（役務用）

## 担当技術者等指定通知書

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住所)

受託者

(氏名)

役務番号	役務の名称	
上記業務（役務）に係る担当技術者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考

- ・ 「区分」欄には、業務内容に応じ、名称をそれぞれ記載すること。
- ・ 技術者等と受託者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険の資格確認書類の写し等）を添付すること。

(様式 5 別紙) 技術者経歴書 (役務用)

〇〇技術者 経歴書				
現住所				
氏名		生年月日	年 月 日	
最終学歴	卒業年月	学校名	専攻学科	
	年 月			
職歴	年 月	入社 ( 年 月退職)		
	年 月	入社		
技術資格	年 月		取得No.	
	年 月		取得No.	
主要業務経歴	業務名		受託金額 (千円)	履行期間
	直前1年分			年 月 年 月
	直前2年分			年 月 年 月
				年 月 年 月

注) 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

# 業 務 日 程 表

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住 所)

受託者

(氏 名)

下記業務（役務）について、別紙日程をもって履行します。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

3 履行期間 着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日



# 完了届

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所  
商号又は名称  
職 ・ 氏 名

印

名 称

上記役務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。  
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄) .....

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

備考 立会人を省略する場合は、伺い文の「及び立会人」と「立会人 職 氏名」の部分に二重線を引いて使用すること。